

多摩市告示第480号

多摩市レイキャビク市との姉妹都市提携検討市民懇談会設置要綱を次のとおり定める。

令和7年12月8日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市レイキャビク市との姉妹都市提携検討市民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市とレイキャビク市との姉妹都市提携（以下「姉妹都市提携」という。）の締結を検討するに当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市レイキャビク市との姉妹都市提携検討市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、姉妹都市提携の締結をするべきか否かその他姉妹都市提携に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するもの（以下「委員」という。）7人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者 1人以内

(2) 市民委員 次に掲げる者のうちから6人以内

ア 多摩市内においてアイスランドとの交流事業に関するイベントその他の事業等の運営に従事する者

イ 多摩市内において自治会その他の地域団体の運営に従事する者

ウ 多摩市内の公立教育施設における業務に従事する者

エ 多摩市内におけるスポーツ・文化芸術活動に携わる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇談会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 懇談会の会議は、会長が主宰する。

3 懇談会の会議は、原則として公開する。

4 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初の懇談会の会議は、市長が招集する。